

安城市議会の情報通信機器使用基準

(目的)

第1条 この基準は、安城市議会（以下「議会」という。）における情報通信機器の使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 会議 本会議、常任委員会（部会を含む）、議会運営委員会、特別委員会（分科会を含む）、議会改革検討委員会、全員協議会をいう。
- (2) 情報通信機器 タブレット端末、ノート型パソコン（モバイル型パソコンを含む）、スマートフォン及び携帯電話をいう。
- (3) グループウェア 議会の情報連絡、スケジュール管理などのサービスを提供するソフトウェアをいう。
- (4) 会議用システム 主に会議資料等のデータを閲覧するために使用するシステムのことをいう。
- (5) アカウント ネットワークやコンピュータなどにログインするための権利をいう。

(情報通信機器の使用)

第3条 議場又は委員会の会議室において、情報通信機器を使用しようとする議員及び執行部関係者は、許可申請書（様式第1）を議長又は会議の長に提出し、許可を得るものとする。ただし、貸与されたタブレット端末については許可申請書の提出は不要とする。

2 会議の出席者は、会議に情報通信機器を持ち込んで使用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならない。

(タブレット端末の貸与)

第4条 議長は、会議その他の議員活動に使用するため、議員にタブレット端末を貸与するものとする。

- 2 議員は、貸与されたタブレット端末（以下「貸与端末」という。）を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 議員は、貸与端末の使用権限がなくなったときは、直ちに議長に返却しなければならない。
- 4 議員は、貸与端末を紛失し、又は破損した場合は、速やかに議長に届け出るものとする。

(貸与端末の取扱い)

第5条 議員は、貸与端末を使用する場合、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。

- 2 議員は、貸与端末の使用に当たっては、適切なパスワード管理等の認証設定を行い、第三者に不正利用されないようにしなければならない。
- 3 貸与端末へのアプリケーションのダウンロードは、会議その他の議員活動に必要なものに限定するものとする。
- 4 議員は、貸与端末を紛失し、又は破損した場合は、タブレット端末のレンタル及び修理にかかる費用を実費弁償するものとする。

(貸与端末に関する禁止事項)

第6条 議員が貸与端末を使用する場合、次に掲げる事項を禁止するものとする。ただし、承認申請書（様式第2）を議長に提出の上、承認された場合はこの限りでない。

- (1) 貸与端末の改造、交換及び拡張機器の追加、動作環境の変更

- (2) グループウェア、会議用システム及びOSの削除及び改版（バージョンアップ）
- (3) 貸与端末の性能、機能等を変更する行為

（グループウェア等の利用者）

第7条 グループウェア及び会議用システムは、アカウントを持つ議員及び職員でなければ利用してはならない。

2 グループウェア及び会議用システムの利用者は、使用パスワードを責任をもって適正に管理しなければならない。

（会議中における禁止事項）

第8条 会議の出席者が会議中に情報通信機器を使用するときは、次に掲げる事項についてはこれを禁止するものとする。

- (1) 第3条に規定する議長又は会議の長に許可されていない情報通信機器を会議で使用すること。
- (2) 音声や操作音を発するなど、会議の運営上支障となる行為を行うこと。
- (3) 審議及び審査中の情報を外部へ発信すること。
- (4) 電子メールの送信、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、掲示板等への投稿を行うこと。
- (5) 議長又は会議の長の許可なく会議の写真、映像等の撮影、録音等を行うこと。
- (6) その他議長が定めたことに違反する行為。

（違反行為に対する措置）

第9条 議長又は会議の長は、前条に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を命ずることができる。

（遵守事項）

第10条 情報通信機器を使用する議員は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 情報の受発信は、議員の責任において行うものとする。
- (2) 議員は、データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めるものとする。
- (3) 情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともに、議長に報告し、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 貸与端末、グループウェア及び会議用システムの是正措置を講ずる必要があるときは、議員は、議長が指示する方法により速やかに対処しなければならない。

（セキュリティ対策）

第11条 議員は、市の情報及び会議用システムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

（各種通知・届出等）

第12条 議員及び議会事務局は、双方の間で各種通知、届出等をグループウェアで行うものとする。ただし、文書によることが必要な場合は、文書で通知又は届出を行うものとする。

（補則）

第13条 この基準の定めるもののほか、必要な事項は議長が議会運営委員会の意見を聴いて定める。また、この基準の運用について疑義が生じた場合は、議長がこれを決定する。

附 則

この基準は、平成28年2月10日から施行する。